

令和 2 年第 1 回
美唄市議会定例会会議録
令和 2 年 3 月 2 日（月曜日）
午前 10 時 00 分 開会

◎議事日程

- | | | | |
|-----|--|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | 第18 | 議案第20号 美唄市手話言語条例制定の件 |
| 第 2 | 会期決定の件 | 第19 | 議案第21号 美唄市受動喫煙防止条例の一部改正の件 |
| 第 3 | 諸般報告 | 第20 | 議案第22号 美唄市産業振興条例の一部改正の件 |
| 第 4 | 議長報告 | 第21 | 議案第23号 美唄市営住宅管理条例の一部改正の件 |
| 第 5 | 市政報告 | 第22 | 議案第24号 美唄市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件 |
| 第 6 | 市政並びに教育行政執行方針演説 | 第23 | 議案第25号 桂沢水道企業団規約の一部変更の件 |
| 第 7 | 報告第 1 号 例月出納検査結果報告 | 第24 | 議案第26号 市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件 |
| 第 8 | 報告第 2 号 例月出納検査結果報告 | 第25 | 議案第27号 市立美唄病院条例の一部改正の件 |
| 第 9 | 報告第 3 号 例月出納検査結果報告 | 第26 | 議案第 1 号 令和元年度美唄市一般会計補正予算(第 5 号) |
| 第10 | 報告第 4 号 例月出納検査結果報告 | 第27 | 議案第 2 号 令和元年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第 3 号) |
| 第11 | 報告第 5 号 定期監査報告 | 第28 | 議案第 3 号 令和元年度美唄市介護サービス事業会計補正予算(第 1 号) |
| 第12 | 議案第14号 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件 | 第29 | 議案第 4 号 令和 2 年度美唄市一般会計予算 |
| 第13 | 議案第15号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件 | 第30 | 議案第 5 号 令和 2 年度美唄市民バス会計予算 |
| 第14 | 議案第16号 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件 | 第31 | 議案第 6 号 令和 2 年度美唄市国民健康保険会計予算 |
| 第15 | 議案第17号 美唄市監査委員条例の一部改正の件 | 第32 | 議案第 7 号 令和 2 年度美唄市下水道会計予算 |
| 第16 | 議案第18号 美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件 | 第33 | 議案第 8 号 令和 2 年度美唄市介護保険会計予算 |
| 第17 | 議案第19号 美唄市印鑑条例の一部改正の件 | 第34 | 議案第 9 号 令和 2 年度美唄市介護 |

- サービス事業会計予算
- 第35 議案第10号 令和2年度美唄市後期
高齢者医療会計予算
- 第36 議案第11号 令和2年度市立美唄病
院事業会計予算
- 第37 議案第12号 令和2年度美唄市水道
事業会計予算
- 第38 議案第13号 令和2年度美唄市工業
用水道事業会計予算

市立美唄病院事務局長 今 澤 清 隆 君
消 防 長 相 馬 一 司 君
総務部総務課長 村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐 平 野 太 一 君

教育委員会教育長 天 野 政 俊 君
教育委員会教育部長 森 川 治 君

選挙管理委員会委員長 高 田 豊 君
選挙管理委員会事務局長 伊 藤 和 広 君

農業委員会会長 今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長 高 田 裕 二 君

監 査 委 員 後 藤 樹 人 君
監 査 事 務 局 長 根 布 忠 幸 君

◎出席議員（14名）

議 長 金 子 義 彦 君
副議長 桜 井 龍 雄 君
1 番 伊 藤 真 久 君
2 番 森 明 人 君
3 番 齋 藤 久美夫 君
4 番 山 上 他美夫 君
5 番 山 崎 一 広 君
6 番 川 上 美 樹 君
7 番 楠 徹 也 君
8 番 松 山 教 宗 君
9 番 本 郷 幸 治 君
10番 紫 藤 政 則 君
12番 谷 村 知 重 君
13番 小 関 勝 教 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 村 谷 昌 春 君
次 長 門 田 昌 之 君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 ただいまより、本日をも
って招集されました令和2年第1回美唄市議
会定例会を開会いたします。

◎出席説明員

市 長 板 東 知 文 君
副 市 長 市 川 厚 記 君
総 務 部 長 福 地 英 敏 君
市 民 部 長 松 田 公 史 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 高 橋 英 雄 君
経 済 部 長 東 貴 弘 君
都市整備部長 米 澤 勝 君

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を
開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名
議員を指名いたします。

3 番 齋藤久美夫議員

4 番 山上他美夫議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月23日までの22日間とし、うち3月3日ないし5日、3月7日及び8日、3月10日ないし22日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長板東知文君(登壇) 令和2年第1回市議会定例会にあたり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する本市の

対応について申し上げます。

これまで、1月初旬以降、武漢に端を発して中国国内、日本、そして世界で広がりを見せている新型コロナウイルス感染症が空知管内でも確認されました。

また、世界保健機関(WHO)は2月28日、新型コロナウイルスの感染症の危険性評価を最高レベルの「非常に高い」に引き上げました。

本市の対応としましては、市民の皆さんの命と健康を守るため、迅速・的確な対応ができるよう、2月25日、午前10時に「美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、2月27日付で市主催のイベントや会議、公共施設の利用、市立小中学校・幼稚園、放課後児童施設・児童館、市立保育所、市職員に関する「美唄市新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」を定め、必要な対策を実施するほか、市民の皆さんへの周知を図るため、その内容を市のホームページをはじめ、市内の公共施設や金融機関、コンビニエンスストア等に掲示し、資料を配置しました。

なお、この対応方針は、国・道の対策及び状況の変化等により、対策本部において、必要に応じて変更することとしております。

今後につきましては、本市保健福祉部健康推進課を窓口として、北海道岩見沢保健所と緊密な連携を図りながら、さらなる感染拡大防止及び市内で感染者が発生した場合の対策について取り組んでまいります。

以上、申し上げます報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長板東知文君（登壇） 令和2年第1回市議会定例会の開会に当たり、市政運営の基本的な考え方を申し上げ、市民の皆様並びに市議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年6月の市長選挙において、市民の皆様の厳粛な信託を受け、第19代美唄市長として、市政に当たらせていただいてから、8カ月が過ぎました。

この間、市民の皆様、企業の皆様、各団体の皆様とのお話し合いにより、多くの皆様の美唄の将来に対する思いにふれることができました。

このような中で、あらためて美唄に生きる市民の皆様の目線に立って、「このまちで暮らす喜びと誇り」をともに創り上げていきたいと決意を新たにしています。

私に寄せられました期待と責任の重さをしっかり受けとめ、市長として、市民の皆さんが主役であること、公平・公正であること、常に市政の先頭に立つことを心掛け、市政の推進に取り組んでまいります。

本年は、沼貝村設置から130年、市制施行70年の節目の年を迎えます。

このような中で、「過去を今に生かし、未来につなぐ」という強い信念と行動力が求められています。

「令和」という新たな時代の幕開けとともに、これまで培ったかけがえのない地域の力・市民の力を発揮し、「どんなに人口減少や高齢化が進んでも、誰ひとり置き去りにしない、ともに支え合い・分かち合う地域づくり」に向けて、勇気をもって挑戦する初年度とし

て位置づけ、全力を挙げて取り組んでまいります。

令和2年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

まちづくりは、「市民の、市民による、市民のための政治」が基本であります。

これは、市民の皆様が主権者であるということであり、日本国憲法前文にうたわれている政治の根本不変原理であります。

また、私は、市が定める最高規範である「美唄市まちづくり基本条例」におけるまちづくりの理念と基本原則である「人権の尊重」、「平和の希求」、「自然との共生」、「市民主体のまちづくり」、「情報の共有」、「協働のまちづくり」に基づき、まちづくりを進めてまいります。

私は、市長の責務として、市民の皆様の信託に応え、市の代表者として、この条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行してまいります。

また、私が市民の皆様にお約束した「市民が主体のまちづくり」、「ともに支え合い、分かち合うまちづくり」、「いのちを育む食と農のまちづくり」、「地域資源を活かしたまちづくり」、「地域に根差し、暮らしに学ぶまちづくり」の5点を柱として、少子高齢化、人口減少、格差といった地域の課題に全力で取り組み、市民の力によって美唄らしい未来を切り拓いてまいります。

次に、令和2年度の主要施策について申し上げます。

令和2年度は、「びばい未来交響プラン・第6期美唄市総合計画後期基本計画」の最終年度として、これまでの各事業の成果を踏まえ、

各施策を推進してまいります。

初めに「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」であります。

農商工連携については、「農商工連携等推進補助金」により、6次産業化や農商工連携による商品開発、加工、販売等について支援を行うほか、新商品の美唄ブランド化に向けて、市内アンテナショップによる販売やふるさと納税返礼品としての活用、さらには展示会でのPRなどにより、美唄の「食」と「農」の魅力を生かした特産品の販路拡大や魅力発信に取り組んでまいります。

また、農商工連携セミナーを開催し、農業者及び食品製造業者などに対する制度の周知や商品開発の啓発に努めるなど、農業者と地元企業との連携をすすめてまいります。

農業振興については、TPP11、日米貿易協定など、北海道農業をめぐる新たな国際環境のもとで、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業の推進により、生産条件の改善と担い手への農地の集積を図るほか、関連する農道、排水路などの適切な維持管理や整備に努め、本市の基幹産業である農業の経営基盤強化に取り組んでまいります。

また、水稻や畑作物の生産振興については、試験栽培や輪作課題の研究、鳥獣による農作物の被害防止など、農業改良普及センターや農業協同組合などと連携して進めるとともに、農業協同組合が生産を振興するハスカップやアスパラガスの生産拡大に向けた支援策を拡充してまいります。

担い手の育成・確保については、女性や若手農業者に対する農業経営研修や新規就農者確保の取り組みに対して、引き続き、支援を

行うとともに、農業経営改善に向けて、国の支援事業の活用を図ってまいります。

また、スマート農業の推進については、農業基盤整備に対応したソフト事業として、「美唄市ICT農業推進協議会」とともに、スマート農業の検証を行い、農業経営安定と発展に向けた支援に取り組んでまいります。

さらに、農業者が主体の農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取り組みや環境保全型農業の取り組みを支援し、消費者に信頼される産地づくりを推進してまいります。

商工業振興については、地元企業の経営基盤の強化を図るため、「美唄市中小企業等振興条例」に基づき、商店街環境整備、新産業創出、新規創業、販路開拓、人材育成などの取り組みを支援するほか、国や道などの、ものづくり産業に対する支援制度の情報提供に努めてまいります。

また、「美唄市産業振興条例」に基づき、工場等の新增設に対する助成及び課税の免除などを行うほか、観光需要の高まりに対応するため、新たに観光施設への助成を行うことで、産業の振興と雇用機会の拡大を図ってまいります。

本年は、東京オリンピック・パラリンピック開催時に、首都圏の企業においては、テレワーク導入に伴い、地方への移動が想定されることから、美唄ハイテクセンターにお試しサテライトオフィスを設置するとともに、北海道と連携して、仕事と休暇を組み合わせた新しい働き方であるワーケーションの導入を促進し、関係人口の拡大や企業誘致に努めてまいります。

さらに、ホワイトデータセンターの事業化

を推進することにより、ＡＩやＩｏＴの関連事業やエネルギー事業などの誘致を進めるほか、食料備蓄拠点構想の実現に向けて、引き続き、取り組んでまいります。

中心市街地の活性化については、地域おこし協力隊による賑わい創出のためのイベントの企画・開催や商店街ＰＲ冊子の作成などを行うほか、商工会議所や商店街組織、関係機関などと連携を図りながら、創業支援をはじめ、中心市街地の空き店舗対策を図るなど、魅力ある商店街づくりや安定した経営ができる商業環境づくりに努めてまいります。

また、新たに北海道ベースボールリーグに参画する美唄ブラックダイヤモンドズの活動に対して、市内企業とも連携を図りながら、スポーツビジネスの起業化に対する取り組みを支援してまいります。

観光・交流については、「美唄市観光ビジョン」に基づき、国内外におけるシティプロモーションや特産品ＰＲ活動をはじめ、中華大学観光学部とのインターンシップ事業などによる連携を通し、本市の魅力を広く情報発信し、交流人口の拡大に努めてまいります。

さらに、近年の来道外国人客の増加に加え、本市においては、新たな宿泊施設が開業されたことから、滞在型観光へ脱却するチャンスと捉え、本市の特徴ある「食・農・アート・歴史文化」などの地域資源を活用したさまざまなツーリズムを推進し、市内事業者や関係団体と連携して、地域資源を活かした観光地域づくりを推進するほか、外国人材を含む地域おこし協力隊の活用により、インバウンドなどへのホスピタリティの向上を図り、受入環境の整備に取り組んでまいります。

また、「北海道日本ハムファイターズの市町村応援大使」との交流や観戦ツアーなどにより、地域の活性化に努めてまいります。

昨年、日本遺産に認定された「炭鉄港」については、炭鉄港推進協議会と連携を図りながら、情報発信などの取り組みを進めるとともに、関係する歴史的遺産を本市の貴重な地域資源として、保全・活用に努めてまいります。

ふるさと納税については、ふるさと納税サイトの拡充や積極的なＰＲとともに、美唄ならではの魅力ある返礼品の新たな掘り起こし、充実を図り、新規寄附者やリピーターの獲得に努めてまいります。

（仮称）美唄市応援団づくりの推進については、ふるさと応援団制度を創設し、地域で活躍する人材や美唄の暮らしなどの地域情報を積極的に発信し、関係人口の拡大に努めてまいります。

移住・定住の推進については、住宅の新築又は中古住宅を購入した転入者や札幌市にＪＲ特急定期券を利用して通勤する転入者への助成及び市所有の分譲地を購入した方への助成を継続するとともに、首都圏在住者に対し、インターネットなどを活用したＰＲをさらに強化するほか、新たな制度として、中古住宅を購入した子育て世帯・若者夫婦世帯の定住者に対しても助成するなど、若い世代の移住・定住を進めてまいります。

さらに、美唄市移住・定住推進協議会と連携し、地域おこし協力隊を活用し、美唄市空き家バンクの拡充や移住を検討されている方に対し、きめ細かな情報の提供などに努めてまいります。

公共交通については、昨年4月から本格運行を実施している市民バス路線の事業評価を行い、「地域公共交通網形成計画」に掲げる公共交通体系をさらに進め、市民の皆さんの利便性の向上に努めてまいります。

また、乗合タクシーについては、引き続き、バス廃止路線の地域住民を対象に、代替運行を進めてまいります。

情報化推進については、市公式ホームページのリニューアルを行い、市政情報を迅速かつ的確に提供することにより、市民の皆様との情報共有を図るとともに、市内外へ地域の魅力を積極的に発信してまいります。

また、各種システムを安定的に運営し、市民サービスの向上や業務の効率化を図るとともに、情報セキュリティの強化を進めてまいります。

さらに、光回線については、サービスエリアの拡大に向けて、引き続き、関係企業などへ働きかけてまいります。

次に「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」であります。

子育て支援については、引き続き、妊娠・出産の希望を叶える支援策として、不妊治療費の一部助成を行うほか、多子世帯で認可外保育施設に入所している3歳未満の子どもの保育料を補助するとともに、引き続き、小学6年生まで医療機関窓口での医療費無償化を行ってまいります。

また、新たに産婦健康診査、産後ケア事業及び新生児聴覚検査費用の助成を実施するなど、妊娠期から切れ目のない支援により、孤立せずに安心して産み育てられる環境づくりに努めてまいります。

さらに、子どもたちの安全・安心を見守る地域の拠点である子育て支援センターに冷房設備を設置するほか、本年4月から施行する「第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくりに努めてまいります。

学校教育については、ICT機器など必要な教育環境を整備するほか、美唄らしい特色ある教育を通じて、児童生徒の新しい時代を生き抜く資質・能力を育むとともに、学力や体力の向上、豊かな心の育成に努めてまいります。

また、就学援助事業については、新たに「クラブ活動費」「PTA会費」「生徒会費」「卒業アルバム」の4項目を援助し、教育格差の解消に努めてまいります。

さらに、小中学校と一体となった生涯学習センター構想の策定については、教育委員会と連携し、調査・検討してまいります。

芸術・文化・生涯学習については、文化活動団体などの情報を収集・提供し、芸術・文化に参加する機会と触れる機会の充実を図るほか、地域の人材などと連携した生涯学習活動機会の提供を図ってまいります。

また、郷土史料館については、「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、市民の・市民による地域学・美唄学」の確立に向けた拠点として位置付け、貴重な地域資源である収蔵資料や地域人材の記憶、経験などの情報を活用し、郷土の歴史や美唄の豊かさの再発見、再認識、さらには地域の課題解決や経済の活性化、交流人口・関係人口の拡大につなげるとともに、将来の担い手である子どもたちに美唄が培ったかけがえのない生きる力をしっかりと伝え

てまいります。

このため、郷土史料館の入館料の無償化や通年開館に向けた冷暖房設備の整備を行ってまいります。

さらに、文化財については、有形無形文化財の保全に努めるほか、日本遺産登録構成文化財については保全手法の検討や整備などに生かしていくための調査を行うとともに、有効な財源の確保に努めてまいります。

生涯スポーツについては、スポーツ健康都市宣言に基づき、市民の皆様が健康で生き生きと暮らすことができるまちづくりを目指し、各種スポーツ教室や大会の開催、合宿の受け入れなど、スポーツを通じたまちづくりを推進してまいります。

社会教育・スポーツ施設については、安全で快適な活動場所を提供できるよう、適切な施設管理に努めてまいります。

男女共同参画については、美唄市男女共同参画推進協議会などと連携・協力を図りながら、一人ひとりの個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、暴力の予防と根絶に向けて、広く意識の啓発や情報の提供などに努めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりや、警察などの関係機関と連携を図り、迅速かつ的確な対応に努めてまいります。

平和施策については、「美唄市まちづくり基本条例」における平和の希求の理念のもと、地域の未来を担う子どもたちに平和な世界を引き継いでいくため、平和図書コーナーの設置や平和ミニコンサートの開催などの平和祈念事業を継続し、市民の皆様と平和の尊さを

啓発してまいります。

次に「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」であります。

自然保護については、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、市民の皆様や団体及び行政との協働によるイベントの開催や環境学習などを通じて、ワイズユースを推進していくとともに、宮島沼の湿地環境を維持するため、水環境の改善に向けた取り組みのほか、自然環境の保全や生物多様性に配慮した活動を継続してまいります。

環境行動については、市民一人ひとりが身近な問題として、環境保全活動を推進していただけるよう、消費者協会と連携したエコセミナーを開催するほか、環境に関する情報提供を充実させるとともに、クリーン作戦の実施などを通じて、市民の皆様の環境問題への意識の高揚を図ってまいります。

また、合同墓整備事業については、少子高齢化や核家族化の進行に伴う市民ニーズに対応するため、地盤調査などに着手してまいります。

ごみ処理については、ごみの分別排出を徹底していただくため、出前講座の開催をはじめ、町内会やサンアール推進員などと連携した活動を継続するとともに、不法投棄防止に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

最終処分場については、かさ上げ工事を実施し、処分場の延命化を図ってまいります。都市基盤整備については、立地適正化計画に基づき、人口規模に見合った魅力ある市街地の形成に向けた取り組みを検討してまいります。

市道については、常盤線、中央団地南線と

東団地4線の改良舗装を新たに行うほか、引き続き、拓北・峰樺西7号線の舗装整備や簡易舗装、側溝などの整備に取り組んでまいります。

橋りょうについては、入初橋及び栄橋の補修工事を進めるとともに、高速道路を跨ぐ跨道橋の点検を法令に基づき行ってまいります。

道路施設については、LED街路灯設置を行う町内会などへの助成を継続し、LED化の促進を図ってまいります。

広域交通網の整備については、渋滞などの緩和のため、国道12号峰延道路の4車線化や道道美唄富良野線の早期完成に向けて、国や道に、引き続き、要望してまいります。

除排雪については、冬道の交通安全対策が図られるよう国や道などの関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な冬の暮らしの確保に努めてまいります。

河川については、水防機能を強化するため、南一の沢川を整備するほか、適切な維持管理に努めてまいります。

市営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」等により、有明団地の外部改修による長寿命化を図り、適正な管理に努めるとともに、南美唄団地、進徳東団地、いなほ団地の再編などを進めてまいります。

民間住宅については、高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修に対する支援制度を継続し、住環境の向上を図ってまいります。

また、木造住宅の耐震化率向上のため、耐震診断・改修に加え、除却費に対し支援を継続してまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消など水質管理を図るため、計画的に配水管改良事業や漏水調査を実施するとともに、水道管の耐震化や浄水場の老朽設備の更新を進め、安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

また、桂沢水道企業団の浄水場の更新を進めるとともに、水道事業の広域化に向けた検討を継続してまいります。

下水道については、汚水処理区域における整備の拡大や水洗化を促進するとともに、マンホールポンプ所の設備を更新してまいります。

また、下水道処理区域外については、引き続き、合併処理浄化槽を設置してまいります。

上下水道事業については、市民サービスの一層の向上を図るため、上下水道料金収納に関する業務の一部を民間業者へ委託し、効率的かつ効果的な体制を図ってまいります。

また、今後とも安定した経営基盤を構築するため、市民委員会を開催して、将来に向けた上下水道事業のあり方について検討してまいります。

景観・緑づくりについては、生ごみ堆肥を活用した花の植栽を、市民の皆様や関係団体の皆さんとの協働により行うほか、公園施設については、旭公園のほか3公園の老朽化した遊具の更新を行うなど、適切な維持管理に努め、利用者の安全と快適な空間づくりに取り組んでまいります。

森林については、昨年施行された森林環境譲与税を活用し、私有人工林の所有者に対する森林経営の意向調査を実施した後に、適正な保全と整備を進めるほか、市有林の間伐や

伐採後の確実な植林等の支援などを行い、森林資源の循環利用に向けて、取り組んでまいります。

次に「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

保健については、市民一人ひとりが自身の健康を意識し、自分にあった健康づくりを進めることができるよう、各ライフステージに応じた個人や団体、地域での健康教育や相談を行うとともに、保健推進員や食生活改善推進員、運動推進員により健康づくり活動を支援してまいります。

また、がんの早期発見、早期治療につながる各種がん検診の周知・啓発及び感染症予防のための各種予防接種を実施し、疾病予防に努めるほか、平成31年度に策定した「美唄市自殺対策計画」に基づき、住み心地の良いまちづくりとなるよう、関係者との連携を密にし、相談機能を高めるなど対策を進めてまいります。

受動喫煙防止については、改正健康増進法への対応について、事業者などの理解を促進するとともに、条例に基づき、妊産婦や子どもたちの健康が守られる環境づくりを進めてまいります。

あわせて、禁煙支援相談事業を拡充して、喫煙者に対するケアも行なってまいります。

国民健康保険事業については、引き続き、道と連携し、一体的に財政運営の健全化を図るとともに、保険税の収入確保や保健事業の強化に努め、持続可能な国民健康保険制度の維持に努めてまいります。

また、医師会や関係機関との連携を図り、特定健診の受診率向上や、ジェネリック医薬

品の使用促進、適正受診の推進などを行い、医療費の適正化を図ってまいります。

後期高齢者医療の保健事業については、健康診査や歯科健診等を実施し、疾病予防と健康意識の向上に努めてまいります。

地域医療については、持続可能な医療体制を構築するため、人口推計や財政推計などに基づく将来負担、北海道地域医療構想調整会議における協議などを踏まえ、しっかりとした将来の見通しのもとに、医師会や市民の皆様との合意形成を図り、本市にふさわしい市立美唄病院の建替えに向けて、基本構想・基本計画を策定してまいります。

なお、計画の概要や議論の経過については、市公式ホームページや広報紙メロディーのほか、自治組織代表者会議、まちづくり地区懇談会などにおいて、市民の皆様にお知らせしてまいります。

救急医療については、引き続き医師会や近隣中核病院と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保してまいります。

市立美唄病院については在宅医療を推進するほか、地域包括ケア病床の運用により回復期の患者受入を行うなど、入退院支援の強化に努めてまいります。

また、療養環境の整備や医師、看護師の確保をはじめ、職員の資質向上に取り組み、病院機能や医師紹介などの情報を発信するなど、市民の皆様信頼される病院運営に努めてまいります。

障がい者福祉については、引き続き、相談支援体制の充実や就労の促進を図るほか、障がいのある方への虐待防止に向け、道などの関係機関と連携し、早期発見、早期解決に取

り組むとともに、誰もが人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するため、障がいのある方への差別の解消に努め、理解の促進を図ってまいります。

また、「第6期美唄市障がい者プラン」の策定に取り組んでまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる、地域包括ケア体制の充実に向け、引き続き、取り組むとともに、介護予防事業などを推進してまいります。

また、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を継続し、認知症状のある方とその家族を支援するほか、地域の支えあい体制を強化するための地域での懇談会を継続して取り組むとともに、一人暮らしの方が体調の急変時などに迅速に通報し、安全が確保できるよう、住宅に設置している緊急通報システム機器の更新を行ってまいります。

さらに、超高齢社会である本市に適した「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定してまいります。

生活福祉については、低所得者の援護の充実として、生活困窮者などの自立支援に対し、そらち生活サポートセンターと連携し、包括的な相談支援の構築や就労支援、就労準備支援の取り組みなどにより着実な成果を上げてきた実績を踏まえ、引き続き、経済的・日常的・社会的に自立した生活への支援に取り組んでまいります。

次に「安全で安心して住めるまちづくり」であります。

防災については、地域の防災力向上を図る

ため、地域住民自らが避難行動を行うためのコミュニティ・タイムラインの作成に取り組むとともに、市民参加型の実践的な防災訓練の実施や、大規模自然災害などに備えるための「国土強靱化地域計画」の策定など、総合的な防災体制の強化に努めてまいります。

防犯については、地域住民が安心して暮せる社会を実現するため、警察をはじめ防犯協会や美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会と連携し、市全体で地域の防犯対策に取り組んでまいります。

交通安全については、小学生を対象とした自転車教室や老人クラブを対象とした高齢者交通安全教室を継続するとともに、飲酒運転の撲滅に向けた運動を行うなど、交通安全の重要性を啓発してまいります。

消防については、はしご車の更新をはじめ、消火栓の新設や更新及び通信指令施設の部分更新を行うほか、引き続き、消防団の活性化及び充実強化に取り組んでまいります。

火災予防については、ジュニア消防クラブを設立し、将来の地域防災の担い手を育成するとともに、一般住宅の査察、事業所などの立ち入り検査及び避難訓練を通じて、市民一人ひとりの防火意識の向上を図り、火災のない明るいまちづくりを推進してまいります。

救急については、指導救命士を養成し、更なる救急隊員の技術向上を図るとともに、市民への救急講習会を通じて救命率の向上を図ってまいります。

消費者保護については、社会問題となっている悪質商法や架空請求などの犯罪被害を未然に防止するため、消費者被害防止ネットワークを通じた啓発活動をはじめ、消費生活セ

ンターに寄せられた被害事例や各種イベントについて、市公式ホームページでの情報提供に努めるなど、市民の皆様が安全・安心な消費生活を送れるよう、警察や消費者協会などと連携を図ってまいります。

雇用対策については、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」を活用した就労促進に努めるほか、新たに就職氷河期世代や外国人などの雇用に対する制度の周知や支援を行うほか、企業誘致活動を積極的に展開し、雇用の場の確保に努めてまいります。

また、雇用機会の拡大と人材育成を図るため、人材開発センターなどの関係機関と連携し、就職希望者の技能や知識習得に対する助成及び地元企業が行う人材育成に対する助成を継続してまいります。

さらに、若者の地元就職を促進するため、市内高校と連携し、企業見学会や合同企業説明会を開催するなど、地元企業への雇用を進めてまいります。

コミュニティについては、社会的孤立など、近年、住民相互の交流が希薄化する中、誰もが心豊かに住みなれた地域で、家族や近隣との絆を保ち、地域で共にささえあい、安心して暮らせるよう、市民自らが取り組むための地域福祉活動を支援してまいります。

また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、事業所、NPO法人等と連携し、ボランティア団体の育成や地域での助け合いを支援してまいります。

さらに、コミュニティの拠点施設である総合福祉センターや地域福祉会館については、市民の皆様が安心して利用いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

次に「みんなで力を合わせるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、広報紙や市公式ホームページなどの積極的な活用により、市民の皆様との情報共有を図るとともに、自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会、地域応援チームなどの広聴活動を通じて、相互理解を深め、市民参加による協働のまちづくりを進めてまいります。

行財政運営については、急激に進む人口減少と高齢化などにより、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、将来にわたり持続可能な自治体経営を目指すガイドラインである「中期財政運営基本方針」に基づき、健全な財政基盤づくりをすすめてまいります。

また、市民本位の行財政改革を推進し、持続可能な自治体運営に取り組むほか、生活者の視点に立った行政サービスを提供し、市民満足度を高める施策や事業を展開してまいります。

さらに、現在の最上位計画である「びばい未来交響プラン・第6期美唄市総合計画」が令和2年度で最終年度を迎えますので、これまでの取り組みの検証と、令和3年度から始まる「第7期美唄市総合計画」の策定を進め、美唄の進むべき方向性を、市民の皆様との協働により、明らかにしてまいります。

公共施設等の管理については、「美唄市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本方針と削減目標に基づき、品質・供給・財務の観点から、長期的な管理や活用に関して、施設などの配置や規模、運営方法を見直すなど、適切な進捗管理に努めるため、施設類型ごとに個別計画を策定してまいります。

また、多様化する社会や価値観の変化などによる新しいさまざまな行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、施策に対応する効率的な組織・機構に見直すとともに、職員研修の充実や人事評価制度の活用などにより、職員一人ひとりの能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めるほか、将来を見据えた人事交流による高い先見性を持った人材の育成に努めてまいります。

以上、令和2年度の市政執行方針を申し上げます。

度重なる困難を克服してきた先人たちが積み重ね、培ってきた歴史や文化、貴重な自然や助けあいの精神を、大切な財産として次の時代へ引き継ぐために、私たちが将来にわたり、ともに力を合わせて、美唄らしい地域づくりを進めていかなければなりません。

これからの時代は、日本社会全体が本格的な人口減少、高齢化に向かいつつ、そこにさまざまな前向きの可能性を切り開き、成熟社会の真の豊かさを実現していく時代として捉えることができます。

このような中で、地域の暮らしに根ざした「本物が息づくまちづくり」に地道に取り組むことが新たな時代の豊かさにつながるものであります。

私は、過去に責任を負うよりも、未来に責任を負う道を選びたいと思っています。

少子高齢化や人口減少、さらには格差が急激に進む今、私としては、次代を担う子どもたちのために、美唄の未来づくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

市民の皆様、市議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君（登壇） 令和2年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

近年の急速な高齢化、人口減少、少子化、情報化、国際化等の予想を超える社会変化や、グローバル化が一層進化し、ソサエティ5.0の超スマート社会の到来を見据える中で、教育の果たす役割は極めて重要であります。

小学校では、令和2年度から、中学校は令和3年度からそれぞれ完全実施される新学習指導要領では、子どもたち一人ひとりが未来の創り手となる資質・能力を、社会と連携・協働しながら進めていく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。

また、学校の教育課程においては、主体的・対話的で深い学びの実現などにより、将来を担う子どもたちに、確かな学力はもとより、健やかな体、豊かな心を身につけ、生きる力を育むことが求められています。

生涯学習においては、市民の皆さんが、生涯にわたって学び続け、その学びを享受し、まち全体の活気へと繋がるよう、社会状況に対応した多様な生涯学習機会の提供が必要となっています。

教育委員会といたしましては、「地域に根差し、暮らしに学ぶ」という視点で、地域の豊かな自然環境や歴史、文化を活かした教育を推進し、ふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな子どもたちの育成を目指すとともに、市民の皆さんが自ら学び、活動できる生涯学習を推進してまいります。

また、生涯学習により、培った力を子どもたちの学びに生かしてもらうなど、学校教育

と社会教育とが連携して、地域総がかりで子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

令和2年度の本市の教育行政については、以上の基本的な考え方にに基づき、学校教育と社会教育の推進を両輪としながら、新学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に沿って、教育の一層の振興と充実に向けて、市長部局と連携を図り、各分野の施策を全力で取り組んでまいります。

初めに、学校教育について申し上げます。

1点目は、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児教育においては、幼稚園・保育所・認定こども園等において営まれています。どこにおいても常に子どもを中心に考え、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達段階に応じた必要な体験を積み重ねていくことが大切です。

改訂された国の幼児教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、特別支援学校幼稚部教育要領では、5歳児修了時の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られたほか、小中学校の学習指導要領や特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の改訂により、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を踏まえた小学校入学当初における「スタートカリキュラム」の充実や、障がいのある児童生徒についての特別支援教育の充実など、初等中等教育の一貫した学びの充実が求められています。

このため、幼稚園等と小学校との接続に関する相談や指導・研修などを担当する職員を新たに配置し、市長部局と連携を図りながら、幼児教育の一層の充実を図ってまいります。

2点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

令和2年度より小学校、令和3年度から中学校において、それぞれ完全実施される新学習指導要領では、子どもたちが、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」の実践が求められています。

このため、市内小中学校において「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」の結果を分析して、教育課程の検証改善サイクルを確立する取り組みを推進するとともに、指導主事等の訪問を通じて専門的助言の授業への反映のほか、校長・教頭や教職員により構成される学力向上プロジェクトチームが作成した「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善の取り組みなど、その具現化に向けて管理職のリーダーシップのもと、全校が一丸となって取り組んでまいります。

これら授業改善に必要とされる教育環境について、小学校においては、平成31年度に、電子黒板・タブレット端末に加え、一部の教科にデジタル教科書を導入し、令和2年度は、中学校において「児童生徒1人1台コンピュータ」の実現を見据えた施策のパッケージであるGIGAスクール構想に基づく国の補助制度を活用し、校内通信ネットワークの整備やコンピュータの整備を行い、ICT機器を効果的に活用し、新学習指導要領に示される教育の情報化に対応した取り組みを推進して

まいります。

外国語活動・英語教育については、グローバル社会を見据え、児童生徒が英語で日常的なコミュニケーションが図られるよう、小学校では英語担当教員の巡回指導や外国語指導助手と英会話を体験する取り組みを行うほか、中学校では、英語担当教員や外国語指導助手とともに英語力向上に向けた授業改善の取り組みを進めます。

特に小学校教員については、さまざまな研修等を活用し外国語活動等の指導力と英語力の向上を図ってまいります。

各学校が長期休業中や放課後に実施する補充的な学習サポート等については、引き続き、本市の教育支援ボランティアや退職校長会などの協力を受け、実施してまいります。

学校と家庭との連携では、「家庭学習の手引き」の継続活用のほか、各中学校区のテスト期間中に、幼・小・中・高と一緒に取り組む「美唄市家庭学習強化週間」など、家庭と連携して、望ましい生活習慣と家庭学習の習慣化に努めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、安全・安心な学校給食の提供やふるさと給食、教室での食育の取り組みとあわせ、子どもたちが農地に足を運び、体験的に農業や食の大切さなどを学ぶグリーン・ルネサンス推進事業を継続しながら、キャリア教育として、仕事への関心を高めてまいります。

複式学級がある南美唄小学校については、社会科や理科等の授業の充実を図るため、引き続き、学習支援員を配置し、支援を継続してまいります。

市内道立高等学校との連携については、高

等学校施設を活用した中学校との授業交流を深めるほか、小中高が連携した学習会、市内中学生の1日体験入学や部活動の交流など、引き続き、学校が行うPR活動やキャリア教育活動などに対する支援を行ってまいります。

3点目は、「小中学校の適正配置」についてであります。

少子化の傾向が続き、南美唄小学校については、令和3年3月末に閉校し、同年4月1日に東小学校と統合することについて、保護者並びに地域の皆さんと合意したことから、両校で構成する統合準備委員会と連携し、子どもたちが戸惑いなく、期待や希望を持って学校生活を送れるよう教育環境の課題整理に努めてまいります。

また、南美唄小学校の閉校により、複式校の解消が図られることから、さらに、質の高い教育環境を確保するため、小中一貫校や義務教育学校について、導入に向けた協議・検討を進めるなど、小中学校と一体となった生涯学習センター構想の検討を進めてまいります。

4点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

児童生徒の豊かな心を育成するためには、豊かな情操や社会生活を送る上で欠かせない規範意識、自他の生命の尊重や自尊感情、他者への思いやりなどを育むことが求められています。

このため、発達段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動、読書活動などの体験活動を通じ、ルールやマナーを身に付けさせるとともに、互いを尊重し合うやさしさと思いやりの心を育ててまいります。

また、「特別な教科 道徳」については、各学校の道徳教育推進教師が中心となり、校内研修等の中で指導方法の共通理解を図りながら「考え、議論する道徳」を実践し、命の大切さや道徳的な価値や問題に向き合い、児童生徒が自ら気づくよう、引き続き指導の充実に努めてまいります。

不登校児童生徒の対策については、引き続き、常勤のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を密にするほか、美唄市生徒指導交流会議の月例開催や適応指導教室への入級の働きかけを早期に行うなど、個別の児童生徒の状況に応じた学校復帰に繋げる取り組みを、より一層充実させてまいります。

いじめの対応については、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき対応するとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談、「仲間づくり子ども会議」の実施を通じて未然防止・早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、組織的かつ速やかに対応するよう、各学校への指導を徹底してまいります。

近年、スマートフォンやSNSを使って、失敗をしたことがある児童生徒が増加傾向にあることから、北海道教育委員会や民間企業が作成した啓発パンフレットを活用するとともに、情報モラル教室を実施するほか、美唄市PTA連合会と連携し、市内統一ルール「美唄市小中ネットスマホルール」を作成して、啓発を進めてまいります。

学校や家庭における体罰・虐待については、如何なる場合も教職員による体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であるとともに

に、学校教育法において厳に禁止されているものであり、いかなる理由があっても、絶対に許されるものではないという基本認識を全ての教職員が自覚し、体罰の防止が図られるよう学校長に指導してまいります。

また、家庭内での虐待については、防止・根絶に向けて、学校、市長部局担当部署及び児童相談所等と連携し対応してまいります。

登下校時などの安全対策については、地域の皆様のご協力をいただき、登下校の見守りや交通安全指導、通学路の安全点検を行うほか、学校安全マップを更新するとともに、学校では、外部からの侵入者等への対策として、警察のご協力をいただき、防犯訓練等を実施してまいります。

また、中央小学校において、防災教育の一環として、北海道の協力を得ながら、授業の中に防災要素を取り入れ、児童が防災について考える「1日防災学校」を引き続き、実施いたします。

5点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

健やかな体の育成については、自らの健康を育む、安全を確保するための基礎的な知識の習得とその実践が重要であることから、朝食の摂取や睡眠時間など、正しい生活習慣を身に付けるため、家庭と連携して、啓発と指導に努めてまいります。

特に、食生活の乱れは、肥満や痩身、体力の低下や学力の低下にも関係することから、栄養教諭による食に関する指導を通して、望ましい食習慣の確立や栄養バランスのとれた食生活を促してまいります。

学校給食については、食育を推進するため

の「生きた教材」であることから、給食を通じて、食の重要性や楽しさ、食に関する正しい知識などの定着を図るとともに、ふるさと給食事業による学校給食の質の充実に努めるほか、食物アレルギーの対応については、学校での保護者との面談や診断書等に基づき、適切に対応してまいります。

また、研修等を通じ、安全性と衛生管理を徹底し安全・安心な給食を提供してまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」の結果では、本市の児童生徒は、全国平均とほぼ同様ですが、一部の学年がやや低い状況となっていることから、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、体力の向上に繋げるとともに、調査結果を分析して体育の授業改善や活動の充実に努めるほか、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取り組みを通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

歯の健康については、美唄歯科医師会のご指導・ご協力をいただきながら、幼小フッ化物洗口推進事業を継続実施し、虫歯の予防に努めてまいります。

薬物乱用防止教育や防煙教育に関する指導については、警察署や医師会などの関係団体のご協力をいただき、子どもたちの正しい判断力と行動力を育ててまいります。

6点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、一人ひとりの状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、長期的な視点に立って幼児期から中学校を卒業するまでの一貫した支援を行うこ

とが重要です。

このため、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、個別の指導計画の作成・活用はもとより、特別支援教育支援員の効果的な活用を図ってまいります。

また、専門家チームによる巡回相談のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関と各学校の特別支援教育コーディネーターと連携するとともに、教職員の資質向上を図るための研修の実施など、特別支援教育の充実に努めてまいります。

7点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校では、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携・協力していくことが求められています。

それと同時に、保護者や地域住民が、学校と共に地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことも重要であります。

このため、学校を核とした、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みが推進されるよう「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、家庭や地域が学校運営の基本方針や「学校や地域課題」などを共有し、学校長のリーダーシップのもと、地域の方々の幅広い参画による学校運営の改善・充実や、地域づくりに繋げるよう取り組んでまいります。

また、各学校のホームページを作成支援するためのシステムを導入し、学校だよりや各種行事などの様子を情報発信し、開かれた学校づくりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的に厳しい世帯に対する支援として重要な役割を担っていることから、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給など、これまでの支援を継続するほか、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費や卒業アルバム代を新たに支給対象に加える就学援助制度の拡充を図ってまいります。

また、広報メロディーや市のホームページなどを通じて、保護者の方に制度の周知徹底を図ってまいります。

全市的な取り組みといたしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆さんが参観することにより、教育への関心と理解を深めていただくことなどを目的とした美唄市地域一斉参観日を継続実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、服務に関する研修資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、徹底を図ってまいります。

学校における働き方改革については、着実に推進するため、改正「給特法」の規定に基づき、年間勤務時間の上限を定め、教師等の業務量の適切な管理を行ってまいります。

また、教職員が在校している時間については、校務支援システムやタイムカードにより客観的に計測できるよう努めるほか、教職員の業務負担の軽減や長時間勤務の縮減については、学校給食費の徴収・管理に係る「公会計制度」の導入について検討してまいります。

部活動については、北海道教育委員会が策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、令和元年8月に策定した「美唄市の部活動の在り方に関する方針」に基づ

き、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう取り組んでまいります。

教職員の健康管理については、管理職からの声かけや学校での個別相談や人事面談を通じて、教職員の健康・メンタルケアの充実に努めてまいります。

8点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

教職員には、学校を取り巻く新たな教育課題に対応できる力量を身に付けるために、各種研修を積極的に受講、参加することが大切であることから、学校ごとの課題に対応した校内研修の充実をはじめ、公開研究指定校事業を継続実施し、空知教育センター等が開催する各種研修会への積極的な参加を通じて、専門的知識や技能の習得を図り教職員の資質の向上に努めてまいります。

また、美唄市にある学校（幼保・小・中・高）の教職員対象の美唄市教職員サマーセミナーを開催し、その一コマとして美唄の歴史や産業などを学び、授業等に活かしていくことができるよう「ふるさと美唄研修」等の研修を継続実施してまいります。

9点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、中央小学校大規模改修工事を引き続き、実施するほか、学校統合に伴い、スクールバス2台を新たに配置いたします。

次に、社会教育について申し上げます。

1点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

少子化、高度情報化、国際化や消費社会の

進展により青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化していることから、地域との連携・協働等による社会全体で青少年の健全な育成に取り組み、安全・安心な環境をつくることが重要となっております。

青少年の健やかな成長を支える取り組みとしましては、スポーツ・ダンスなど各種体験教室や優良青少年表彰などを継続するほか、子どもたちを犯罪やインターネット上のトラブルから守り、安全な地域をつくるため、引き続き、学校・家庭・地域・関係団体等と連携し、必要な指導と啓発を行ってまいります。

放課後児童施設については、子どもたちが放課後に安心して過ごせる家庭に代わる生活・成長の場であることから、引き続き、安全・安心な施設の管理運営に努めてまいります。

2点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の皆さんが、地域に根ざし、生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに活かせるよう、多様な生涯学習機会の提供が必要となっております。

このため、地域の人材等が相互に連携して、地域資源を活用した生涯学習機会として（仮称）市民カレッジなどの講座を実施するとともに、生涯学習関連情報の収集・提供に努めてまいります。

また、地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくりの一環として、市民の皆さんが、地元美唄の歴史に興味を持って郷土の歴史を伝えることができるよう、郷土史料館の収蔵資料とあわせ郷土史料の収集・分析を行い、収蔵資料の有効活用を図るとともに、郷土史料など

を活用しながら、美唄の子どもたちに、住んでいるまち「美唄」に誇りと愛着を育むことや、市民の皆さんと一緒に、美唄の歴史や美唄の良さの再発見に繋げる活動などを進めてまいります。

こうした取り組みの推進にあたり、だれもが郷土史料館を利用しやすい環境とするため、無償化を図ってまいります。

図書館については、市民の皆さんが読書活動を広げ、深めることができるよう、蔵書の充実を図るとともに、指定管理者の創意工夫による企画展示や宅配サービス、インターネット予約サービスなど、指定管理者と連携を図りながら利用しやすい図書館づくりに努めてまいります。

子どもの読書活動については、幼児期から本に親しむ機会を提供するために、ブックスタート事業や本の読み聞かせなどを継続するほか、学校配本事業等により、子どもの読書習慣を育成する環境づくりを進めてまいります。

3点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化・芸術の振興については、文化活動団体等との連携を図り、市民文化祭をはじめとするイベントを開催するほか、文化活動団体等の情報を収集・提供することで横断的な交流を促し、市民の皆さんに文化・芸術に参加する機会と触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、市民の皆さんの相互の交流や文化活動の充実に繋がるよう利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄に

については、美術館の魅力を市内外に発信するとともに、文化芸術交流などが促進されるよう、指定管理者と連携を図りながら、適切な管理運営に努めてまいります。

文化財については、先人たちの生きてきた証であり、本市の歴史と文化を知る大切な財産であることから、有形文化財である美唄屯田兵屋等については、現状保存に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図ってまいります。

また、日本遺産登録の構成文化財である旧栄小学校、竪坑櫓、人民裁判の絵、旧東明駅舎及びS Lについては、保全の手法の検討や整備等に生かしていくための調査を行います。

なお、旧東明駅舎及びS Lについては、駅舎の屋根改修やS Lの車体塗装などの改修を行うための財源確保の手法としてガバメントクラウドファンディングに取り組み、令和3年度の改修に向けて、広く寄付を募ってまいります。

5点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

社会教育施設については、市民の皆さんの自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に供することができるよう適切な管理運営に努めてまいります。

そのため、市民の皆さんが利用しやすい適切な施設の管理運営について指定管理者と連携し、施設の維持管理を図ってまいります。

また、市民会館については、老朽化した屋内消火栓の改修を行うほか、郷土史料館については、通年開館に向けて施設整備を行ってまいります。

6点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、運動やスポーツを通じて市民の皆さんが生涯にわたって健康で生き生きと暮らすことができるよう各種スポーツ教室や大会開催などを通じて、生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

こうした環境づくりや事業等の推進にあたっては、スポーツ推進委員をはじめ、美唄市スポーツ協会や関係団体等と連携・協働しながら進めてまいります。

7点目は、「スポーツ合宿の誘致」についてであります。

スポーツ合宿の誘致については、市内にあるスポーツ施設を活用した合宿の受入れを行うとともに、クライミング競技を中心に国内競技団体に関する情報収集やPR活動を継続しながら、誘致に向けて取り組んでまいります。

8点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設の適切な維持管理を図ってまいります。

また、総合体育館については、アリーナの照明をLED化し、災害時の対応として非常用自家発電機を整備するほか、トレーニング室のランニングマシンを更新してまいります。

以上、令和2年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

加速度的に社会変化が進む中で、将来を担う子どもたちが、変化の激しい時代の中であっても、さまざまな困難を乗り越え、豊かな

人生を切り開いていくための力を身に付ける
「生きる力」を育むことが求められています。

また、生涯学習では、生涯を通じて積極的に楽しく生涯学習に取り組み、自分の住む地域のさまざまな課題を自らのこととして捉え、学習で得た知識や経験を地域の活性化や子どもたちの成長に生かしていくことが求められています。

教育委員会としては、学校教育と社会教育の推進を両輪としながら、学校、家庭、地域の連携・協働を一層深め、地域総がかりで、子どもたちが未来社会に力強く生きていく力を育んでいくために、全力で取り組んでまいります。

市民の皆さん及び市議会議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第5号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって報告第1号ないし報告第5号の以上5件を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第12、議案第14号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件ないし日程の第25、議案第27号市立美唄病院条例の一部改正の件の以上14件について、一括議題といたし

ます。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長板東知文君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第14号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、子ども・子育て支援法の改正による、幼児教育の無償化の実施において、幼稚園就園奨励費補助事業が廃止となることから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第15号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄市公の施設における指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行う重要な役割を考慮し、選定委員の報酬額を定めるため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第16号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、断続的に病気休暇を取得する職員に対する適切な健康管理及び服務管理を行う必要があることから、病気休暇における病気通算判定期間を設定するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第17号美唄市監査委員条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法等の一部を改正する法律において、普通地方公共団体の長等の損害

賠償責任の一部免責の規定が新たに追加されたことに伴い、条項の移動が発生することから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第18号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件であります。

本件は、地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくりの一環として、郷土史料などを活用しながら、子どもたちに、住んでいるまちに対する誇りや愛着を育むとともに、市民との協働により、美唄の歴史や美唄の良さの再発見につなげる活動などを進めることを目的に、だれもが郷土史料館を利用しやすい環境とするため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第19号美唄市印鑑条例の一部改正の件であります。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正において、成年被後見人及び被保佐人の権利に係る制限等が見直されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第20号美唄市手話言語条例制定の件であります。

本件は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語であると定められたことから、手話が言語であるという認識のもと、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、日常的に使用できる環境を整え、全ての人々が共に社会を構成する一員であることを認識し、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して、条例を制定するものであります。

次に、議案第21号美唄市受動喫煙防止条例

の一部改正の件であります。

本件は、健康増進法の一部を改正する法律において、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められたこと、また、本市の取り組みとしてとりわけ妊産婦や発育の過程にある乳幼児を始めとする20歳未満の者を受動喫煙から守るため、市、市民、保護者、事業者及び管理権原者等の役割を明らかにし、市民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第22号美唄市産業振興条例の一部改正の件であります。

本件は、企業の立地及び振興を促進するため、助成対象施設を追加するとともに企業の新設、増設に対する助成対象要件である投資額の引下げを行うことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第23号美唄市営住宅管理条例の一部改正の件であります。

本件は、民法の一部を改正する法律において、民法における債権関係の見直しに伴い、国土交通省が定めている公営住宅管理標準条例の改正が行われたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第24号美唄市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法等の一部を改正する法律において、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の規定が新たに追加され

たことに伴い、条項の移動が発生することから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第25号桂沢水道企業団規約の一部変更の件であります。

本件は、新浄水場の竣工に伴う企業団所在地の変更を行うとともに、経費の支弁方法について公営企業会計の原則である料金収入を基本とする規定の整備を行うため、桂沢水道企業団規約を変更することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方自治法等の一部を改正する法律において、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の規定が新たに追加されたことに伴い、条項の移動が発生することから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第27号市立美唄病院条例の一部改正の件であります。

本件は、病院の建替えに関する業務を事務局で行うに当たり、分掌内容について必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君　ただいま提案理由の説明がありました議案第14号ないし議案第27号の以上14件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第14号ないし議案第27号の以上14件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第14号ないし議案第18号の以上5件は総務・文教委員会に、議案第19号ないし議案第27号の以上9件は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

●議長金子義彦君　次に日程の第26、議案第1号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第5号）ないし日程の第38、議案第13号令和2年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上13件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君（登壇）　ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第5号）であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億8,067万5,000円を増額補正し、補正後の予算総額を158億7,812万6,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、マイナンバーカードの発行に係る国の補正予算に伴い、関連事務の委任に係る負担金の支出を行う「行政情報化運用事業」を増額計上いたしました。

民生費には、新規利用者の増加に伴い扶助費に不足が生じることから、「障がい者居宅介護等事業」及び「施設利用支援事業」を増額

計上いたしました。

農林費には、国の補正予算に伴う事業として、持続可能な農業構造を実現するため、人・農地プランに位置付けられた経営体が行う農業機械等の導入に対し支援する「担い手確保・経営強化支援事業」を計上するとともに、道営水利施設等保全高度化事業の大富地区、親和地区、中美地区及び二幹川第2地区について農家負担軽減対策を行う「農業競争力基盤強化特別対策事業」をそれぞれ増額計上いたしました。

教育費には、対象となる私立幼稚園の職員数増加に伴う給付費における加算人数の増加及び公定単価の増額改定により、予算の不足が生じることから、「私立幼稚園施設型給付費負担金給付事業」を、また、国の補正予算に伴う事業として、中学校において令和3年度から実施となる新学習指導要領に対応するためのICT機器等の整備を行う「中学校コンピュータ教育事業」をそれぞれ増額計上いたしました。

諸支出金には、本年度決算において、3,218万5,000円の収支不足が見込まれることから収支不足を解消するため、追加繰出を行う「介護サービス事業会計支出金」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、国庫支出金、道支出金、繰越金及び市債をそれぞれ増額計上し財源対応いたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、本歳入歳出予算及び当初歳入歳出予算に計上している「農業競争力基盤強化特別対策事業」、本歳入歳出予算に計上している「中学校コン

ピュータ教育事業」について、令和元年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を設定するものであります。

第3条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「農業競争力基盤強化特別対策事業」及び「中学校コンピュータ教育事業」について、事業の実施に伴う財源として「農業基盤整備債」3,150万円、「義務教育施設整備債」1,410万円をそれぞれ増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に、議案第2号令和元年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第3号）であります。

本件は第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1,300万円を増額補正し、補正後の予算総額を31億9,537万3,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、保険給付費に、医療費の増加に伴う公費負担分の療養費の不足に対応する「一般被保険者療養給付事業」を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する道支出金を増額計上し財源対応をいたしました。

次に、議案第3号令和元年度美唄市介護サービス事業会計補正予算（第1号）であります。

本件は、第1条歳入予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入予算の補正につきましては、歳入のみの財源振替とするもので、歳入合計及

び歳入歳出予算の総額に変更はないものであります。

補正内容につきましては、介護職員の退職に伴う人員の補充ができず職員の配置の基準を満たせない中、退所者が生じた後の新規入居者を受入れられない状況となっており、施設介護サービス費の減収による収支不足が見込まれるため、「サービス収入」において3,218万5,000円を減額し、これに対応するため一般会計からの「繰入金」を3,218万5,000円増額計上いたしました。

次に、令和2年度各会計予算について申し上げます。

令和2年度予算につきましては、長期的展望に立ち持続可能な財政運営を行うため、びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)の都市像に掲げる「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄」の完遂に向けて、経済振興や安全・安心な暮らしに立脚した市民生活の実現に向け、国や道の交付金など有利な財源を活用しながら、所要の事業について予算計上したところです。

この結果、全会計の予算の総額は、277億8,225万3,000円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第4号令和2年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を161億7,055万8,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

すと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務などを、総務費には、移住・定住促進事業や地域情報化運用事業、市制施行70年記念事業などを、民生費には、地域福祉会館整備事業や子育て支援センター整備事業、障がい者グループホーム支援事業などを、衛生費には、最終処分場整備事業や合同墓整備事業、乳幼児健康増進事業などを、労働費には、地元就職等応援事業やふるさとハローワーク就労促進支援事業などを、農林費には、畑作生産振興事業や多面的機能支払交付金事業、中心経営体農地集積促進事業などを、商工費には、農商工連携推進助成事業やスポーツビジネス起業化支援事業、中小企業等振興補助事業などを、土木費には、都市計画街路整備事業や公園施設等再整備事業、公営住宅改善事業などを、消防費には、消防車両整備事業や消防水利整備事業などを、教育費には、小学校大規模改修事業や郷土史料館整備事業、ふるさと給食事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第5号令和2年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を4,330万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、3,937万1,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に、1,260万8,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第6号令和2年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を30億4,863万2,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、21億8,252万3,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、道支出金に、22億1,901万8,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第7号令和2年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を16億8,138万4,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に、4億5,020万6,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に、4億329万1,000円を計上し

ました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第8号令和2年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、28億9,817万8,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、26億3,752万9,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に、7億3,904万1,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第9号令和2年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億2,063万円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に、1億9,073万1,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に、1億4,993万円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第10号令和2年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、7億6,039万3,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に、7億4,792万8,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に、2億6,075万8,000円を計上しました。

次は、議案第11号令和2年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数、一日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第12号令和2年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第13号令和2年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量、

一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第1号ないし議案第13号の以上13件については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第1号ないし議案第13号の以上13件について一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号ないし議案第13号の以上13件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条

第1項の規定により、

伊藤真久議員、森明人議員、
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、
山崎一広議員、川上美樹議員、
楠徹也議員、松山教宗議員、
本郷幸治議員、紫藤政則議員、
桜井龍雄議員、谷村知重議員、
小関勝教議員の以上13人の議員を指名いたします。

●議長金子義彦君 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 0 時 2 5 分 散会

